

# 經濟論叢

第七十二卷 第一號

---

貿易金融と爲替問題 .....	松井清	(1)
人間關係論をめぐる一考察 .....	降旗武彦	(17)
絶對主義への道 .....	角山榮	(37)
フォルボネとケネー .....	菱山泉	(55)
日本鐵鋼業の市場構造 .....	中村忠一	(77)
實業同志會の結黨 .....	市原亮平	(100)

---

[昭和二十八年七月]

京都大學經濟學會

## 實業同志會の結黨

——日本政黨史における實業同志會の役割(一)——

市 原 亮 平

こゝにとりあげようとするのは、日本政黨史のうえで、はじめて姿をあらわし(大正十二年)、商工業中間層の旗幟をかかげた商工黨『實業同志會』が、結黨されるまでの諸事情である。

實業同志會は、實業團體『大日本實業組合連合會』を發展的に解消せしめて結成されたもので、のち、政界淨化の初志を成しとげえず、大菱内閣當時(昭和七年、第六十議會解散後)、事實上の解黨を上げてしまった。獨占資本主義を決定的に成熟せしめつゝある當時の、狀態のもとで、中間層政黨は、結局金融資本の政黨に吸収・合併されるか、あるいは旗を卷いて退陣しなければならなかつたのは、多くいうを要しない。——が、「みづから代表できない、代表してもらわねばならない」商工業中間層が、『實業同志會』なる政黨をもつことができたのは、紡績大産業資本の首導を俟つてはじめて可能であつたのであり、このことのために遂に中間層政黨としての生命を失い、解黨しなければならなかつた、という特殊な事情こそ、この際注目しなければならぬ。

實業團體『大日本實業組合連合會』が壁にゆきあたり、政黨『實業同志會』に脱皮しなければならなかつた諸事情、さらに結黨當初にふくまれた諸矛盾がそのまゝ揚棄されることなく、絶對主義的な軍部反動に利用されるとい

う諸條件こそ、今日の中小企業の死活に多いなる示唆をあたえるであろう。

『大日本實業組合連合會』は、大紡績資本が組織した中國關稅引上反對運動に端を發してできあがつたものである。——寺内内閣は、第一次大戰に、中國を連合國側に立つて參戰せしめ、その代償として中國關稅の現實五分引上要求を認めんとした。當時の世界關稅戰において、五分の關稅が隸屬的な低率であることはいうまでもないが、中國市場に深い關心をもつ紡績資本家、なかんづく中國向け輸出に死活的な關心をよせる關西の紡績資本家は、この關稅引上の反對運動を組織せんとした。

(1) 中國の輸入關稅率は、義和團事件後の北海事變の最終議定書に基づき一八九七年から一九九年にいたる三年間について、各商品の平均價格を算定し、これを基準として、それまで從價で徵集していた關稅を從量稅に改定した。その結果、例えば從價五分の定率に當る綿糸布でも、實際にはその價額にたいし、三分五厘くらいしか當らぬ隸屬的低率關稅になつていた。中國政府はこれを正規の五分に引上げることが提議してきたのであり、これが實現すると、綿糸一捆につき約三円の負擔となつて、大戰前五ヶ年平均の輸出利益一捆につき六円乃至七円であつたのが、まさに半減するという(紡績月報、大正六年五月、「支那關稅引上反對意見書、五頁」)であつた。

紡績連合會は、大正六年三月二十六日の臨時總會で、關稅引上の阻止運動を促進することを申し合はせた。關西の紡績資本はそのヘゲモニーをとり、中國關稅引上反對關西連合大會を開催した。彼らの反對理由は、五月七日の大會に發表した「中國關稅引上反對意見書」にせめられている。そのいうところは、「中國は民度ひくく、その需

要は多く低級品にあつまつているから、あたかも我が工業の發達過程に適應している。しかも、その四二〇万平方マイルの面積は、我が國にたいして無限の原料を供給し、四億の民衆は、我が製品の最大顧客となつてゐる。しかるにこのたび中國政府から提議した輸入關稅引上問題は、わが輸出貿易總額の約三割を占める對華輸出に甚大の打撃をあたえるものであつて、極言すれば、ほとんどわが國にたいし中國市場を閉鎖しようとするものではないか、と疑問をいだかせる。……中國政府は、名を財政收入の増加にかりて關稅の引上をしようとするようであるが、その實は自國の工業を保護しようとするものであつて、つまり、その動機は、わが輸出貿易の衰微不振をまねき、わが商工業を窮地に陥らせ、商工業立國の國是を根柢からくつがえすものでなければならぬ。」といふことになつた。

(2) 信夫清三郎、「大正政治史」第二卷、三八四—五頁より引載。

かくて、大日本紡績連合會、大阪綿糸商同盟會、大阪織物業組合が主催となり、「綿業關係團體はもとより、隣寸や砂糖の組合まで參加して氣勢をあげ」ることとなり、四月十五日、中國關稅引上反對關西連合大會がもたれた。菊地恭三（大日本紡績社長、紡連委員長）、谷口房藏（合同紡績社長）、武藤山治（鐘紡社長）が首頭をとり、四千人の市民が大坂ホテルに動員された。

(3) 飯島繻司「日本紡績史」一七八頁。

大會後の大懇親會席上、大阪メリヤス組合の八木福松は、「この機會を利用して關西實業組合連合會なるものを新設し、今後重大問題がおこることに附議して實業家の態度を決する機關としてどうか」と提案し、滿場一致の賛成を得た。<sup>4)</sup>——が、「大勢は既に決していた。民國革命以來の情勢は不平等條約の足場を求むること極めて急で

あつた。中國が大戦に参加した報償としても、その要求を無下に退けることはできなかった。英國も米國も承認する意向であつた。わが外務省もまた、これをやむを得ないと見ていた<sup>9)</sup>のであり、ついに八月六日の外交調査會で現實五分引上げを、最終的に承認したのであつた。

(4) 信夫、前掲書、三八九頁。

(5) 飯島、前掲書、一七八頁。

しかし紡績連合會を中心にして(武藤、谷口らの盡力で)、『大日本實業組合連合會』が結成されたことは、失敗に歸した關稅引上運動の唯一の貴重な成果であつた。八月十一日、紡績連合會・大阪綿糸商同盟會・輸出綿糸商同盟會・大阪織物同業組合・大阪莫大小タオル同業組合・紀州綿ネル同業組合・西陣織物同業組合・愛知縣織物同業組合・愛媛縣織物同業組合・日本棉花同業會・大阪工業協會・阪神糖業組合の十二團體を發起人として、正式に發足をみたのである。設立趣意書はいう——「わが實業界の實際をみるに、各組合が個々分立し、そのあいだにすこしも連絡がなく、そのために相互の疏隔を來し、協同助力の精神にいたつてはほとんどみとめるべきものがない。したがつて、わが實業界全般の利害に關する問題でもすぐこれに對應する準備を缺き、その結果として國富の増進をさまたげたことが一度や二度ではない。識者が早くから遺憾としたところである<sup>10)</sup>と。さらに目的をつぎのごとく規定した。

「この連合組織は、會員相互の連絡に力をそそぐのはもちろん、つとめて實業に關する内外諸種の問題を調査研究し、時に應じてその意見を發表し、いやしくも國富増進のうゑで一般の利益となるような事項はあくまで實現を期し、その不利なものは極力排除し、かつ斯界の弊風とみとめるものは除去することにつとめ、つねに獨立不羈、

正論公義によつて進退し、わが實業政策のむかうところを正しくしようとするものである。」

つぎに、連合會は營業稅全廢運動をおこない、「純真な中堅商工業階級を糾合し、以て政治上の一大勢力たらしめん」とするのであるが、それを見よう。

(6) 信夫、前掲書、三九五—六頁。なほ、この反對運動の經過については「谷口房藏翁傳」(二九六—三三二頁)にくわしいから参照されたい。

(7) 六月十五日の大阪朝日新聞は、大日本實業組合連合會の成立を歓迎し、つぎのごとく激勵の論説をかゝげた。

「現内閣の外交方針、ことに對華政策の無定見に憤慨して日華兩國國民の公益を基礎とする見地から國民外交を標榜して政府反對運動を起したさきの關稅引上反對同盟會は、總選舉前から全國にわたつて健全な實業團體の合同を企劃し、恒久的に勢力ある大團體を組織しようとの希望があつた。……名稱は大日本實業組合連合會となえ、從來のような政府依頼心を排し、團體の成員には一騎驅けの功名をいそぐいわゆる政商の輩をしりぞけ、したがつて政府の補助や保護を目的として私利をいとなものとするものも排斥し、いづれの内閣、何派の政府にたいしても特殊の關係をもとうとするような陋習を排除し、産業にたいする内治問題といわず、貿易に關係ある外交問題といわず、寧いやくも國民經濟に重大な關係をおよぼすべき問題が惹起する場合には、ただちに起つて輿論に訴え、もつて國民多數者の意思を無視しない貿易産業の獎勵方法および國民外交の實をあげさせようとするにある、と。この目的のもとに實業家各組合の大同團結ができるならば、われわれは双手をあげて賛意を表したいとおもう。……現在のわが政界の多數者は、決して中國の政争を笑う資格がないようである。名は代議制であるが、形式的に選出された議員の多數は民意を代表せず、過半数の齋席をもつ在野黨の首領はイケドリにされ官僚の走狗と化している。政治の革新は、政黨者にたよつてはできない。憲政の妙用は官僚閥族の少數者によつてふさがれている。そして比較的知識ある商工業の統率者は、つねに官僚政治家と甘膽相照して公益と私益とを混淆し、あるいは特殊事業の特別保護に、あるいは半官事業の重役割込に、政界と財界との兩天秤にかけて、今日憲政の逆轉に加速度を附與する最大原因をなしている。だから、われわれは、この意味から刻下の時局は國民全体の覺醒を要求するときと考え、一方に選舉權の擴張をさげぶと同時

に、他の一方には健全な分子を綜合した實業家の團體が從來の陋習を矯正するため全國の各組合を打つて一丸とし、上に述べたような純潔な目的のもとに大同團結をしようとするのは、今日さぶる機宜を得た企劃であるとして賛意を表するものである。」(信夫、前掲書、三九四―五頁より引載)

## 二

大正十一年、武藤山治を委員長とし、『大日本實業組合連合會』は營業稅全廢運動を精力的におこなつていた。

(8) 武藤山治はつぎのごとく營業稅全廢運動について述べている――「私が今回運動を起しました最も近い動機は、諸君の中に或は御關係があるかどうか知れませぬが、大阪で取引先の綿屋糸屋から頼まれて、營業稅の全廢運動に参加したのである。これは、大正三年頃から大阪の實業家諸君が熱心に唱導され、毎年議會の始まる毎に東京に運動員を送つて、當局者並に政黨の幹部と營業稅全廢を懇願希望して居るが、毎年その希望を達せずにかえる。所が紡績會社というものは營業稅の問題に對しては利害が極めて少なく負擔が重いことではないのである。故に私共紡績者は取引先から此營業稅全廢運動を頼まれる度毎に、どうも下手にこれを運動して収益稅にでもなるといふと紡績會社はつまらぬから、なるべく微温的にやつて欲しいといつて、なお内幕を示すのは甚だ遺憾であります。久しく此運動に微温的に参加して居つた。所が兩三年前から取引先が惱んでいるのに、協力しないというのはいかにも不人情ではないか、一体營業稅というものは誰が拂つている。……結局われわれが拂つているのも同じではないか、してみれば人情から言うても利害の上から言うても、これに熱心に骨折らぬのは間違つて居るぢやないかといふので、此兩三年前から私共が主となつて熱烈なる營業稅全廢運動をおこすようになった。」(眞人會講演會における演説、「政界革新運動と實業同志會」、「大正十二年刊」、一一七―八頁)

同年五月九日、連合會總會の席上、營業稅全廢の決議がなされ、會員三〇〇名がほとんど悉く出席して満堂一致の賛成をえたことは、「當時いかに營業稅廢止運動が強烈であつたかという證據でありました。」

(9) 公民講座(國民會館發行)、武藤山治追悼号、五三頁。

もともと營業稅は、「所得稅の補充稅という意味でとられるのであつた」のに、第一次大戰后におよんで（戰後日本財政の特質として）直接稅増徴政策の一環として増徴がくわだてられ、地租、所得稅に對する均衡からいつてもいぢざるしく過重となつた。<sup>11)</sup>

(10) 風早八十二「日本財政論」七三頁。

(11) 渡邊鐵藏氏は「現代社會政治管見」でつぎのごとくいつている。「國稅營業稅の過重であることは明瞭なる事實であること  
を私は断言する。……加ふるに國稅に對する地方附加稅としての營業稅のごときは頗る重く、東京市の實例を見ても大正十一年度地租附加稅七十三万円、所得稅附加稅二百七十万円に對して、營業稅附加稅五百七十万円という巨額になつてゐる。……營業稅の課稅標準が外形的標準で取り易いからと云つて無暗にとつたのであろうが、取られる方はよい迷惑で、所得稅のご

〔第一表〕 軍事費の膨脹（戰前・戰中・戰後）

大正軍事費（一〇〇円）	歲出總額 中の比率（%）	備考
一 一九九、六一一	三二、六	
二 一九一、八八六	三二、五	
三 二一六、八九六	三一、二	第一次大戰開始
四 二二二、六九五	三四、七	
五 二三五、一三四	三八、三	
六 三三〇、六七二	四一、七	
七 四九三、七五六	四三、二	第一次大戰直後
八 六八三、七〇八	五一、七	
九 八六六、六三六	五五、〇	
十 七三〇、五六七	四九、〇	軍縮會議

とき負擔の實力に相應せず、……此數年來の營業稅に對する甚しき  
前劍誅求は、遂に營業稅廢止運動を激成したのである。」（一〇九  
—一二〇一頁）

かゝる營業稅増徴の第一の原因は、もちろん、大戰中から戰  
后にかけての軍備擴張・軍備費の膨脹（大正七年の『軍事工働員  
法』を基軸とする軍備・軍裝の再編成、日獨戰爭、シベリア・山東出兵  
など）であり、<sup>12)</sup> 戰中、戰后にわたる軍事費の逐年の膨脹がこれ  
を示す（第一表）。

(12) ゆえに營業全廢運動が軍備制限運動とむすびついていたのは當然  
で、武藤は「吾々は、大正十年大日本實業組合連合會を組織し軍備制  
限論を主張した。その後意外にも米國より軍備制限の提案あり、遂



にその實行を見ることとなり、國庫に余剰を生ずるに至つたから、此剰余金を以て教育制度の改革、陸兵戦死者遺族の救済、稅的整理に充つべきことを主張した」といつている（「政治改造運動」一一八頁）。——これを裏書きするように、超國家主義者、今里勝雄が懐概の書「三代思想錄」で、武藤とかれの率いる『大日本實業組合連合會』に筆誅をくわえているから、念のために引いておく。——「武藤山治はいち早く大日本實業組合連合會を動かして、大阪において軍備制限を主張し、聲明書を發表して運動を開始したが、これをきつかけに財界の平和熱は全面的に激化した。かれらは一部のキリストス教徒と相提携して公然と祖國の軍部の改革を主張し、ワシントン會議の卓上にもまだいかなる議案が提出されるか皆目わからぬうちから、米國の主張を全面的にうけいれるべきを説き、祖國を憂ふる士の言説を好戰國民の言と屬倒した。」（同書七八頁）

さきに見たように、中國關稅引上反對運動は、直接に紡績大資本の經濟的な利害とむすびついておこなわれ、「憐寸や砂糖の組合まで参加した」たのであるが、かれら同業組合組織の「純真なる中堅實業家」は、紡績資本のために利用されたのであつた。しかるに、こんどの營業稅全廢運動は、戦后恐慌を利用しての金融寡頭支配の「本格的轉化・完成」にもとづく中小弱小企業の淘汰・窮乏化<sup>13)</sup>・その重要な原因である商工業大衆課稅となつた營業稅を全廢せよ、というスローガンをかゝげ「純真なる中堅商工業階級を糾合し、以て政治上の一大勢力たらしめんと」した一部大紡績資本の強い政治的意圖に出たものであつた。<sup>14)</sup>

(3) 「第二階梯的本格的金融資本確立」である。山田盛太郎、「日本資本主義分析」二二六頁參照。

(4) 中小企業が絶對主義政府の政策の對象。「中小企業問題」としてとされたのは、「第一階梯的端緒的金融資本成立」たる明治三十年代から四十年代にかけてであり（「社會政策學會」がテーマにのぼせた）、「第二階梯的本格的金融資本の確立」たる大正七年以降は、再びもつとも鋭い形で中小企業政策が關心の的となつた。いまや中小企業は、決定的に「殘存斗争時代」（牛尾偵造、「中小企業論」、一〇一—一四頁）にはいつたのである。——大正十三年、清浦内閣の帝國經濟會議で、中小商工業改善に關する方策が諮問されている。

(9) 前掲公民講座、五三頁。

すなわち、連合會首腦（とくに武藤山治）は「當時我國實業家が徒らに政府に哀訴嘆願する態度を苦々しく思い、これを矯正することが産業の堅實なる發達を促し、やがて公明なる政治の實現となる。而して實業家からこの依頼心卑屈心を去るには、強力なる團體の力をもつて政府當局に頭を下げしむることを如實に示さなければならぬ」と考へた。かゝる「政治上の一大勢力」を糾合するには、「上流の實業家は腐敗しているし、さりとて一般の國民に對し呼びかくるには時期尙早である、まづ中堅實業家を糾合しよう。これがためには全國の同業組合を聯結して營業税の全廢を第一段の目的としよう<sup>17)</sup>」と意圖したのである。

(10) 前掲、公民講座、五三頁。

(17) 同、五三頁。

同業組合は、はじめ、明治十七年に政府の公布した「同業組合準則」にもとづき、以后一般的準則のほか特殊な個別の同業組合法が續々制定されて發展してきたもので、組合の地區は原則として一郡市以上一府縣以下の區域に限られ、「法律上當該地區内の關係同業者はすべて加入せねばならないことになつてゐるから、組合は勢ひ小企業者の集團と化し去り」「その團結の經濟的及び社會的動力にいたつては、殆んどいうに足るものはない<sup>18)</sup>」のであつた。「金融資本の本格的轉化・成立」という事情をまねにして、「中産階級以下の小企業者の雜然たる集團」である同業組合をもつてしては消極的な自己防衛さえ不可能であり、「雜然たる集團」を全國的に結集して一大政治勢力に固めることは中小企業者の側からの要請でもあつた。

物産の 明治	同業 組合 表。	組合 數
34		148
39		422
44		834
<hr/>		
大正 1		916 (36)
4		1.017 (46)
9		1.262 (58)
12		1.417 (65)

(8) 森田良雄「我國の資本家団体」三四頁。同業組合は同業組合法にとつて、對被偏者の諸關係、最高實銀等々が可なり嚴しく制限されており、大企業や大デパートメントなどはこのような規約に追従せず、たとえ違約金を支拂つてでも同業組合に参加しないから、勢い弱小企業者の集團となつてしまふ。ただ同業組合數のみは逐年増加しているのであるが、いま重要物産同業組合について見ると、上表のごとくなる(前掲、森田、三二頁)。括弧内は連合會の數である。

ところでいち早く明治十七年に『大日本紡績連合會』を結成して以來、中小紡績を紡績カルテルの内部でたえず壓迫してきた紡績獨占資本が、政府・金融資本に独自の政治的動きをしめすはもろろん、中小企業と手を携えて反旗さえひるがえさんとしたのはなにゆえか。——そして、かれらはなにゆえ商工業中間層の政黨『實業同志會』さえ結黨するにいたつたのであろうか。

### 三

二十世紀初頭以來、世界資本主義における支配的生産關係は金融資本となつた。日本においても、「金融資本の本格的轉化・成立」(大正七年)は、戦后恐慌(大正九年)、金融恐慌(昭和二年)、解禁恐慌(昭和五年)を契機として、決定的なものとなり、『生産の集積、それから生れてくる獨占、銀行と産業の融合または合生』の結果、巨大財閥の産業支配はまったく獨占的となつた。

ことに、重工業部門(なかつく鑛業部門)における大財閥の獨占的地位は、財閥の本源の蓄積が重工業を中心として展開されてきた歴史的事情により、終始壓倒的であつた。金融恐慌以降、鈴木、薩州兩財閥の瓦解、甲州財閥

〔第二表〕 代表的工業部門の全生産量に占めるコンツェルン會社の比重

部門	コンツェルン名 (括弧内は會社數を示す)	年	單位	全日本	うちコンツェルン諸會社	總生産高におけるコンツェルンの割合%
採炭	三井(3), 三菱(3), 日本製鐵(1), 住友(1), 日産(2), 淺野(2), 古河(1), 大倉(1)	1936	1.000 トン	38.067	22.053	57.9
精銅生産	日産, 三菱, 古河, 住友, 淺野, 藤田, 森 (すべて1)	1936	1.000 トン	78	77.1	98.7
採金	日産(1), 三井(2), 住友(3), 藤田(1), 古河(1), 森(1)	1936	1.000 グラム	22.235	19.288	86.3
硫安生産	日産(3), 森(1), 三井(1), 日産(1), 住友(1)	1936	1.000 トン	1.373	1.035	75.3
セメント生産	淺野(5), 三菱(4), 三井(5)	1936	1.000 トン	5.168	3.617	69.9
洋紙生産	三井, 三菱, 安田 (すべて1)	1936	100万円	1826	1615	88.4
製粉業	三菱(5), 三井(2)	1937	1.000バレル當りの生産能力	6.000	52.300	87.2
船舶生産	三菱(4), 第15銀行(2), 三井(1), 日産(1), 上下(1), 台灣銀行(1), 濠洲(1)	1365	復數單位 1.000 トン	240 307	80 265	33.3 86.3

(註) 「日本コンツェルン全書」第一卷、219~255頁。

の衰頹をはじめとして大小幾多の中小資本家が獨立性を失い、それらの大部分が三井及び三菱財閥の支配下に併呑せしめられたのであるが、「而も預金の多くが二三流銀行を去つて五指に充たざる巨大銀行に集中した結果は、間接に中小資本の没落を促すと共に、直接に巨大銀行の産業資本力を増人し、今や彼らの支配は従來比較的閉却せられた輕工業部門、なかんづく綿糸紡績業にまで及ぼんとした」のである。

(10) 野呂榮太郎「「ブチ・帝國主義」論批判」(著作第二集) 六二頁。

かくて、いまや巨大金融資本の支配は完全に主要な全産業部門に勢を伸ばしたのであるが、いま生産における諸コンツェルンの比率をもつてこの期の(一九三六年と一九三七年)かれらの産業支配の一斑をしめすと、上表のごとくである。(第二表) このような「金融寡頭支配」の強化・發展にも

かゝわらず、ついに紡績大産業資本は、他部門の産業資本に類を見ない資本蓄積の優越さのために、「これによつて會社は自己金融することができ、従つて金融資本の支配から比較的に獨立的」であることができ、金融資本の直接支配の圏外に立つことができたのである。<sup>22)</sup>

⑳ ゲ・サファロフは、日本紡績資本の特殊な資本力について、いみじくもつぎのごとく述べている。——「日本纖維工業における資本集積は當然注意を惹くだらう。製造工業、とくに纖維工業における資本集積が重工業における資本集積に普通劣つてゐることは周知のところである。日本では趣を異にする。」（「日本資本主義發達史」平館譯、一三四頁。）

㉑ 有澤廣己「我國民經濟における財閥の地位」（中央公論）昭和十一年夏季特輯号、一二五頁。

㉒ 紡績資本が財閥の直接支配の圏外にあることは、金融資本家的獨占となら關係のない民主的産業資本であることを意味しない。もちろん、財閥資本にたいする背反性をも意味しない。問題は、むしろ、有澤氏もいわれるように「わが國における大紡績會社は外國の實際家が驚嘆するほどに、多くの蓄積を残している」ほど巨大な獨占利潤を吸い上げることができた源泉にこそあるのであつて、日本紡績獨占資本の特徴をなすものである。——また有澤氏も指摘されているごとく、財閥的連繫も併存するのであり、「中紡績會社は大商業資本や地方的財閥に結ばれ、大紡績會社は巨大財閥に結びつけられている」のであつて、ただ「その支配が全面的でなく、又その支配力が比較的「弱い」という点にこそ核心があるのである。

紡績大産業資本が「金融資本の本格的轉化・成立」を見る以前に相對的な獨立的基礎を、ガッチリと固めることができたのは、第一次大戦中の法外な戦時超過利潤の獲得に負うのであつて、いま大戦前後にわたる資本構成（自己資本と他人資本との對比）の變化についてこれを見てみよう。（第三表）

表に見られるような膨大な純益金や自己資本の蓄積ぶりを、武藤山治はさらに次のごとく語つてゐる。——「世界大戦後、大正九年に起つた恐慌に際しては、紡績會社のうち、鐘紡、東洋紡、大日本紡、合同紡、らの四社だけ

〔第三表〕 大戦前後にわたる資本構成（自己資本と他人資本の割合）の變化表  
 （單位千円）

大正	紡連加盟	拂込	諸積立	前	當	自	已	社
會社	社數	資本金	立金	期	期	資	社	債
2年	33	83.817	32.824	繰	純	本	債	借
下半年期				越	益	合	及	入
3年	31	82.294	35.785	金	金	計	金	金
4年	33	83.784	37.808					
5年	32	96.769	41.048					
6年	33	111.596	62.180					
7年	35	135.565	80.229					
8年	46	162.859	119.999					
9年	51	273.235	159.970					

（註） 内外綿業年鑑（昭和8年版）による。

でも二億円に近い多額の秘密積立金を有して、これを銀行に預金しておりましたから、これを以て取引先の救済にあたり、紡績界だけは義和團事件の當時<sup>23)</sup>と正反對に余裕綽々たるものがありました。……澤山の利益金中より株主に秘密に積んだ金が多額に達していたからです。<sup>24)</sup>

23) 明治三十三年末の紡績會社の資本構成を見ると、自己資本が三四〇万円なるに、固定資産は三七〇〇万円、ゆえに、自己資本は固定資産に比して二五〇〇万円の不足を生じ、この不足額と流動資金を賄うため、銀行資本からの外部負債に絶對的に依存せざるを得なかつた。かくて社債および借入金は七五〇万円に達し、外部負債の利子のために配當金を極小にした。武藤は、當時、前期も後期も鐘紡の株式總會で無配當を報告しなければならなかつたときの苦澁と、恐慌による三井銀行の金融停止で、資金難に四苦八苦した状を「私の身の上話」で述懐している。銀行資本え全面的に依存した義和團の乱當時から、獨立して自己金融し得るまでになつた大戦後にいたるまで、全く日本紡績業の隔世の變化であり發展であつた。

24) 「私の身の上話」一五一—二頁。

——かくて、多くの紡績大産業資本は、第一次大戦中の未曾有の戦時超過利潤をテコとして政府からも金融資本からも相對的に獨立し、「政府支配」<sup>25)</sup>や「金融業者支配」——政府や財閥の持株および社債を通じての——をまぬがれて、確固とした「經營者支配」<sup>26)</sup>をうちたてる

巨大會社の支配形態

	支配形態	織維	窯業	鑛業	製鋼製鐵
A 會社數	I 私的統制	2	0	2	2
	II 多數統制	2	0	3	0
	III 少數統制	5	3	0	2
	IV 經營者統制	6	1	2	0
	合計	15	4	7	4
B 平均拂込資本額	I 私的統制	20,000	0	72,500	40,000
	II 多數統制	47,375	0	116,675	0
	III 少數統制	82,492	85,697	0	61,625
	IV 經營者統制	193,371	9,062	108,500	0
	合計	343,238	94,759	297,675	81,625

(西野、前掲書、137~8頁より作製)。

ことができた。

⑦ 株式會社の獨占資本主義のもとでの支配形態については、樋口弘氏が、「過半数支配」「ピラミッド型支配」「少数者支配」

「經營者支配」「政府支配」「金融業者支配」をあげて別に説明しておられるから、参照されたい。「計画經濟と日本財閥」。なお、西野嘉一郎氏は若干異つた分類基準——「完全な所有による私的統制」、「多數統制」、「少數統制」、「經營者統制」を設けて、日本の巨大會社一二六社を一九三三年上期の事實について、支配形態を掲げているが、紡績大會社が金融資

本家的な外部支配から獨立し、比較的に産業資本家的な「經營者統制」を行い得ている事實を覗うにたりる(近代株式會社論「三七—八頁」)。

二、三の他部門巨大會社の支配形態をとりだし巨大纖維會社と對照させると上表のごとくなる。巨大纖維會社が、重工業部門の大會社や他の輕工業大會社に比し、「經營者支配」が壓倒的に多い事實の一斑が覗える。事實、鐘紡・大日本紡・日清紡等の大紡績は、會社の經營支配が株式投資から分離し、財閥に基礎を置かず、株主數が、無數に分散し、典型的な「經營者支配」の例をなした(美濃部亮吉「カルテル・トラスト・コンツェルン(下)」四九八—五一〇頁参照)。

⑧ 紡績界において、最も産業資本家的な經營實踐を行つた武藤山治は、自社の經營者(社長、取締役)が他社の他業を併せ支配することを禁じ鐘紡において終始「一人一業主義」を實踐しぬいた。かれは、大正十年に會社定款をとりきめ、五年以上社務に就いた者でない社長・取締役になれないようにし、株主の資本増加や損益配當にたいする議決權を制限し、外部からの經營干渉や參加を防いで、「經營者支配」を明文化した。

このように、第一次大戦中の戦時資本蓄積を通じて、「金融資本の直接の支配の外に立つて、なほ獨立を維持し得る唯一の産業資本として」生長しえた紡績大資本が、中國關稅の引上反對運動に、營業稅全廢運動に、政府・金融資本にたいして「獨立不羈」の行動をおこしたのに、すこしも不思議はないのである。

⑦ 猪俣津南雄「現代日本研究」二〇二頁。

#### 四

大紡績資本は、未曾有の戦時利潤に均霑して、政治的發言までも行うにいたつたのであるが、かれらのかゝる政治經濟的な獨立化の過程は、國內には紡績カルテルの内外における關係中小資本への壓迫の加重と、國外には獨占の指標たる巨額の對支資本輸出をとともなつていた。

「『紡連』内部における大紡績と中小紡績との對立が決定的に表面化したのは、大正十年前後を劃期として、日本産業一般の獨占集中の高度化、金融資本の制覇過程に相應するものである。」<sup>29)</sup>

⑧ 和田日出吉「紡績コンツェルン讀本」、九二頁。

大正九年の恐慌にひき續く相次ぐ不況のために、中小紡績は大紡績に吸収・合併を強制された。「操短」問題において大紡績の發言力は強化され、第九次操短徹底（大正十二年十月五日）以後、五ヶ年四ヶ月の長きにわたつて自由操業期が設けられ、優勝劣敗の自由競争、すなわち資本淘汰が強要された。大正十二年七月に綿糸業救濟のため、天滿紡以下中小十一紡績の連名で『操短』要請案が出されたときも、關東側紡績は概ねこれと同調したのに、



關西側大紡績は『紡連』で握りつぶしてしまつた。武藤山治は大紡績のチャンピオンとして、つぎのごとく操短反對論を述べたのである。——「我々紡績業者は、北際極力工場經營の方針を一轉し、何れも相當大組織經營法を探り、今后に處する準備を整うべきである。……此際區々たる生産制限を行い、最も必要なる根本的整理を忽にするがごときは、却つていづれの會社にも有利なる結果を招來するものではないと思ふ」と。<sup>39)</sup>

大正十二年七月二十日、かゝる紡績大資本の壓迫に堪えかね、天滿紡以下中小二十八紡績は紡績午餐會を組織し、『紡連』内部の獨占資本と中小資本の對立はいよいよ激化していつた。

(29) 中小紡績と大紡績との對立は、地理的にいへば關東側（とくに富士紡の和田豊治）と關西側紡績（とくに鐘紡の武藤山治）の對立にしばしば代表され、武藤山治和田の舌戦は斯界の名物視されていた。この對立感情が、武藤が「實業同志會」を結成したときにも示され、この政黨進出に關東の紡績資本はもちろん、東京の實業組合までも「幹部は依然極めて冷淡で、此運動に對し支持は尙か反對の氣勢が見えるのであります。『何、大阪の替大奴が？』と云う單なる感情に左右せられているのですから仕末に困りました」（前掲、公民講座、五七一―八頁）、という有様だつた。

(30) 庄司乙吉「紡績操業短縮史」四四七頁。

紡績獨占資本の壓迫は『紡連』内部にとどまらず、外部の關係中小企業にも及んだ。たとえば綿糸輸入關稅をめぐる大紡績と中小織布・メリヤス業者との對立、これである。大紡績は、國內の綿糸生産における獨占利潤確保のため、綿糸輸入關稅の維持を固く主張してきた。しかし、綿糸消費者である中小織布、メリヤス資本は、綿糸の獨占價格に堪えかね、輸入關稅價格の撤廢を大正十三年全國綿製品業者大會で決議し、第五十帝國議會にも強力に働きかけた。こゝに大紡績のチャンピオン武藤山治と中小メリヤス業者の代表外海鐵次郎（日本輸出メリヤス同業組合連合會長）の間に激論をまねいた。

外海氏は、まづ紡績會社はもはや保護せられる必要のない点を追求する。「今日の本邦紡績業は各種生産工業中、最も大、且つ有利なる事業となる迄に發達を遂げている。今これが利益の狀態について示せば、紡績連合會の調査報告に依るに、大正十年より大正十二年にいたる我が經濟界の最も不況なる時代において、同會所屬の紡績會社五十五社……にたいする平均純益率は二割五分に上り、而してそのうち十大會社の純益率を示せば、更に大なるものがある。」「即ち、紡績連合會の十大會社の拂込資本金一億七千五百余万円に達し、平均利潤實に年三割八分に當る。凡そわが國の生産工業において、かゝる利益を收め得る會社が果して他にあるであろうか。」「かく茲に發達を遂げたる紡績會社にたいしては、なんら國家として保護を與える必要がない」と。<sup>37)</sup>かくて、關稅撤廢のさいに、消費者大衆が利益をうけ、輸出が増進され、國民經濟が多くの恵みをうけることを論證したのである。

(3) 「綿糸關稅撤廢問題の是非」三一—三五頁。

一方、武藤氏は「綿糸關稅は……玄那における綿糸が、或事情により一時暴落する場合に一つの効果を顯はす。即ち防波堤のごとき役目をしている。私は國家の上より見て、わが綿業にたいし玄那における競争が忽せに出來ぬとすれば、この防波堤はとり去らぬが賢明なる關稅政策よりと思ふにすぎぬ」と述べ、「今日外海君のごとく、直接なならん効果なき綿糸關稅撤廢論を叫んで紡績會社を威嚇すれば、三四年先、諸君の需要せらるゝ原糸の減産を補充するため、綿糸工場を擴張する代りに、織機を増設して今日より一層自ら製織せんとする方針に出づる其結果、改正工場法實施の場合、諸君は一層原糸の不足に悩まざるゝは明らかである」と<sup>38)</sup>關稅の維持を主張しているのである。

この對立も、結局、紡績獨占資本の勝利に歸してしまつた。

紡績獨占資本が、金融資本にたいし經濟的な自立の基礎を固めたのは、かれらが決定的に『紡連』内外の關係中小資本と對立するにいたつた大正九年以後のことで、この經濟基盤のうえで、「純眞な中堅商工業階級を糾合し、以て一大政治上の勢力たらしめんと」したのであつた。

だが、すでに大日本實業組合連合會は、結成當初に明らかかなように、『紡連』を指導勢力とし、大阪を中心とした綿業關係の同業組合諸團體を核とし「燐寸や砂糖の組合まで參加して」結成されたものであつた。「紡連」を自らの代表機關にしてしまつた紡績獨占資本が、いま見たように、ますます對立を深めつゝある『紡連』内外の關係同業組合の中小資本を核として中小企業の政治的結集を圖つたことは、疑いもなく第一の致命的な矛盾であつた。

また、すでに見てきたように、紡績資本は「金融資本の外に立つてなほ獨立を維持し得る唯一の産業資本」であつて、これはゲ・サファロフがいつたごとく、「製造工業、とくに纖維工業における資本集積が重工業における資本集積に普通劣つてゐることは周知のことである。日本では趣を異にする」という特殊事情にもとづくのであり、他部門の産業資本は帝國主義段階にはいつて、いよいよ財閥銀行との癒着——合生を深め、國家の保護政策に強く依存するようになっていた。ゆえに、「政府の補助や保護を目的として私利をいとなもうとするものを排斥し、いづれの内閣、何派の政府にたいしても特殊の關係をもたうとするような陋習を排除し」ようとする『大日本實業組合連合會』に、他の産業資本は動員できず、紡績大産業資本の、そしてそのチャンピオン武藤山治の『自由主義』は「武藤君のブルジョア的同僚さえが、『マンチヌスター派』時代のそれで、時代錯誤だと嗤つたのも不思議はなかつ

た」のである。これが、第二の矛盾であつた。

⑧ 猪俣、前掲書、二〇二頁。

最後に、『大日本實業組合連合會』が支柱とした商工業中間層は、金融寡頭支配のため日々生活場所を狭隘にされてはいたが、昭和二年の金融恐慌前後にいたるまでは、まだ生活場所の余地が残されていた。また、金融資本は、微温的にせよ絶対主義勢力（官僚政府、半封建的軍部、樞密院、貴族院）にたいする改良的諸運動（普選實施・軍備制限、護憲運動）に従事していたから、いまだ商工業中間層から決定的には反感をまねくにはなかつた。ゆえに、金融資本の影響から中小企業を切り離し、かれらを別個に独自の政治勢力として糾合することは、困難だつた。

⑨ 中小商工業の窮乏化と没落とが決定的となつたのは、「第一次大戦以後、とくに昭和二年の金融恐慌前後からのこと」（白坂逸郎「經濟五十年」一二五頁、傍点市原）であり、たとえばこの恐慌中、八王子織物組合をはじめ、遠州、名古屋、知多木三河、足利内地、米澤、滋賀縣ビロード、岐阜縮緬、京都西陣、鯖江、大阪泉陽、同泉北、博多、備前、大島袖、伊勢崎、桐生鉈仙らの中小機業が一齊の休業のやむなきにいたつてゐる。（渡邊、左右田、村井、中澤、中井以下中小工業取引銀行が没落し、金融難が一層中小企業の窮乏化を促進したのである）。

⑩ 中小企業を中心に國民の反財閥感情が決定的となつたのは、「弗買の事件からで、あれから世の中の形勢が變つて」（池田成彬「財界回顧」二三四頁）きたのであり、五・一五事件以後三井の池田成彬の手によつて「財閥の轉向」が主導されてゆきとくに三井物産の徹底的商業主義が清算され、「中小工業者を壓迫するような競争から離れるようになった」（和田日出吉）三井コンツェルン讀本「三一〇頁」のは昭和九年のことだつた。——金融恐慌、さらに弗買事件までは、中小企業の反財閥感情は、強くなつてはいたが、まだ決定的となつてはなかつたのである。

⑪ 當時の武藤氏の身邊の一人が、「武藤さんはわが國の上流社會にはすでに愛想をつかされていたが、中堅實業家は頗る純眞である」と頼みにしていた。なんぞ知らん、既成政黨の醜手は延び、腐敗はその極に達しておつたのであります」（公民講座、

前掲)といつてゐるのは、既成政黨や金融資本の影響から中小實業家を切り離すことの困難さを物語つてゐるのである。以上見てきたような、『大日本實業組合連合會』成立の經濟的地盤とそこに孕まれていた諸矛盾 $\parallel$ 諸對立はついに、連合會を解体の危機に追いやらすにはおかないのである。

## 五

大正十一年の營業稅全廢運動を精力的に行つていたときの、連合會委員長は武藤山治、副委員長は外海鐵次郎であつた。綿糸輸入關稅論争で舌戰を交へた大紡績資本のチャンピオンと中小メリヤス業のチャンピオンが、異夢をいだいたまゝで『連合會』で同床してゐる姿は、『大日本實業組合連合會』の矛盾的性情を象徴するものであつた。

(37) しばしば兩チャンピオンは「兩雄相斗うこと川中島のごとく」對立したことを、當時の連合會理事某氏が語つてゐる(公民講座、前掲、五五頁)。

連合會の矛盾 $\parallel$ 對立をさらに激しくしたものは、武藤氏の福澤諭吉から訓化され、その後三十年に及ぶ鐵紡の拮据經營、最も先進的な産業資本家的經營實踐のうちで鍛治したマンチエスター・ヘクトール・リベリズムの信念であつた。大紡績ですら「武藤さんの反政府的議論に恐れをなして紡績連合會から別居せしめよう」とした。<sup>38)</sup>

(38) 武藤山治と福澤諭吉との交渉に關しては、拙稿「日本型ブルジョア・リベリストの社會經濟的地盤—鐵紡入社まで」(經濟學雜誌、第二十六卷、六号)を参照されたい。

(39) 「幾千年來傳へられてきて、不完全ながらも、今日まで非常に役立ちをしてゐる資本主義が、なにゆゑに呪いの的となるのであるか。それは多くの場合において其罪が資本主義其ものであるのではなく、資本主義を手前勝手に解釋し、苟も法律にさへ觸れなければ、利得のためには、何を行つても當り前と心得てゐる、不良資本家の一派があつて、それがため、多數の善

良なる資本家までも、無差別に呪はれることゝより、甚しきは、資本主義のものにまで、非難を加へられるのである」(「實  
經濟の話」六二頁)といふ武藤氏の、底抜けの「マンチエスター派自由主義」的資本主義觀を育てあげた「經濟的背景」につ  
いては、別稿「日本型・リベリスムの經濟的背骨―鐘紡時代」(關西大學經濟論集、第三卷・一、二号連載)を参照されたい。  
ただ示唆的にいえば、政治活動で武藤氏と親しかつた亀井眞一郎代議士の「武藤さんが、主としておやりになり成り立た  
せました紡績資本、紡績業、これだけは何も政府大官と結託をせずして、非常に幸運に恵まれた純粹の自力で(條件付で認め  
てよい)市原」資本主義の部分で……外國の資本主義がもつておつた資本主義的正義觀、資本主義倫理觀というものが、自  
由競争の最も良い部分が、武藤さんの關係事業において一番よく代表されている(と同時に、最も悪い帝國主義的部分もまた  
代表されている―市原)」という發言(「番町會事件の真相を語る」座談會での)は、ほぼ正鵠を射ている(公民講座、番町  
會事件顛末特輯号、一七七一―八頁)。

(40) 公民講座、前掲、五五頁。――『大日本實業組合連合會』は『紡績連合會』の建物を借りて、同居していた。

大正十二年二月十六日、「大阪市民は營業稅全廢と云う旗印で、自分らの運動を十分救けてくれるのだ」といふ  
かれの信念を裏切つて、御膝下の大阪實業組合連合會から正式に『大日本實業組合連合會』へ脱會届がつきつけら  
れた。本連合會が結成當初よりもつた諸矛盾は、いちどにあらわれて、いまや解体の危機に陥つた。

(41) 公民講座、前掲、五六頁。

武藤氏は「この大阪組合脱退以來、非常なる緊張と努力で……愈々政治結社、すなわち政黨として進出するこ  
とに決意した」のであつた。四月二十三日には、ついに、大日本實業組合連合會は政黨『實業同志會』に發展的に  
解消したのである。連合會がもつた諸矛盾は、そのまゝ擴大再生産されて政黨『實業同志會』にもちこまれた。

(42) 公民講座、五七頁。

『同志會』の結黨以後の諸活動や、大養内閣の第六十議會解散後、事實上の解黨を行わねばならなかつた諸原因は、本稿の枠外にある。ただこゝで指摘し得ることは、「自らを代表することはできない、かれらは代表してもらなねばならない」商工業中間層が、金融資本と決定的に對立するにいたり、ついに自らの階級の運命を絶對主義的・反動軍部に委ね、紡績大資本もまた軍部と野合しその馱尾に附さねばならなかつたというものであり、さらにその原因もまた商工黨「實業同志會」が大日本實業組合連合會からひきついで結黨當初にもつた諸矛盾のうちに探してゐることができるといふ一事である。

(一九五二年八月二日稿了)

### 執筆者紹介

松

井

清

京都大學教授

降

旗

武

彦

京都大學講師

角

山

榮

和歌山大學助教

菱

山

泉

京都大學大学院研獎生

中

村

忠

一

甲南大學講師

市

原

亮

平

京都大學大学院學生